

## 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乘せ排水基準の見直しについて

## 1 概 要

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、以下「法」という。）では、特定事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）及び水の汚染状態を示す項目で生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの（以下「生活環境項目」という。）の許容限度を排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「排水基準省令」という。）で定めている。
- 排水基準省令では、全国に一律に適用する基準（以下「一般排水基準」という。）を定めるとともに、一部の有害物質又は生活環境項目については、一般排水基準を直ちに達成することが困難な一部の業種に対して、期限を定めて、暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を定めている。
- また、法第 3 条第 3 項では、都道府県は、地域の状況から法の排水基準では人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域について法よりも厳しい排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）を定めることができるとしており、本県では、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 50 年福島県条例第 18 号。以下「上乘せ条例」という。）で上乘せ排水基準を定めている。
- 今般、「カドミウム及びその化合物」及び「亜鉛含有量」について、法の暫定排水基準が見直されることから、これとの整合を図るため、上乘せ排水基準を見直すこととする。

## 2 カドミウム及びその化合物

## (1) 法に基づく排水基準

- 有害物質であるカドミウム及びその化合物の一般排水基準は、平成 26 年 12 月 1 日より、それまでの 0.1 mg/L から 0.03 mg/L に強化された。
- その際、一般排水基準を直ちに達成することが困難であると認められる業種（4 業種）に対して暫定排水基準が定められ、その後適用業種の見直しが行われ、現在は 1 業種（金属鉱業）に対して令和 3 年 11 月 30 日を適用期限として暫定排水基準（0.08 mg/L）が定められている。
- 今般、金属鉱業について、一般排水基準を達成できる見込みであることから、令和 3 年 12 月 1 日以降は一般排水基準に移行することとしている。
  - ・ 令和 3 年 5 月 19 日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会了解
  - ・ 令和 3 年 8 月頃 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会審議予定
  - ・ 令和 3 年 11 月 30 日 暫定排水基準適用期限

表1 カドミウム及びその化合物に係る法に基づく排水基準

業種	R3. 11. 30まで	R3. 12. 1以降
金属鉱業	0. 0 8 mg/L (暫定排水基準)	0. 0 3 mg/L (一般排水基準)
その他の業種	0. 0 3 mg/L (一般排水基準)	

## (2) 上乗せ条例に基づく排水基準

### ア 現在の上乗せ排水基準

- 本県では、上乗せ条例で県内を以下の6の水域に区分して上乗せ排水基準を定めている。
  - ・ A水域：阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）
  - ・ B水域：阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）
  - ・ C水域：猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域
  - ・ D水域：いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域
  - ・ E水域：相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれに流入する公共用水域
  - ・ F水域：久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域
- カドミウム及びその化合物について、上乗せ条例では、平成26年の法の一般排水基準の強化以前から、B水域（日橋川に係るものに限る。）及びD水域における上乗せ排水基準（0. 0 5 mg/L）を定めていた。
- 法の一般排水基準の強化により、一般排水基準が上乗せ排水基準を下回ることとなったB水域及びD水域における上乗せ排水基準について、法の暫定排水基準が適用される業種に限って、上乗せ排水基準を定めることとし、現在は、金属鉱業について、上乗せ排水基準（0. 0 5 mg/L）を定めている。

### イ 上乗せ排水基準の見直し案

- 今般、金属鉱業に係る法の暫定排水基準（0. 0 8 mg/L）が、令和3年11月30日に適用を終了し、一般排水基準（0. 0 3 mg/L）に移行することにより、全ての業種で一般排水基準が、適用されることとなる。
- なお、現在、B水域及びD水域において、上乗せ排水基準が適用されている金属鉱業に係る特定事業場はない。
- また、県内の公共用水域における常時監視の結果、カドミウム及びその化合物は、全ての調査地点で水質環境基準（0. 0 0 3 mg/L以下）を達成しており、上乗せ条例において更なる上乗せ排水基準を定める必要はないものと考えられる。
- そのため、カドミウム及びその化合物について、令和3年12月1日以降、上乗せ排水基準を定めないものとする。

表2 カドミウム及びその化合物に係る上乗せ排水基準の見直し案

◎ 現行

業種	水域	上乗せ排水基準
金属鉱業	B水域 (日橋川に係るもの)	0.05mg/L
	D水域	0.05mg/L

◎ 見直し案

業種	水域	上乗せ排水基準
削除	削除	削除
	削除	削除

### 3 亜鉛含有量

#### (1) 法に基づく排水基準

- 生活環境項目である亜鉛含有量の一般排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に係る排水について適用され、平成18年12月11日より、それまでの5mg/Lから2mg/Lに強化されている。
- その際、一般排水基準を直ちに達成することが困難であると認められる業種（10業種）に対して暫定排水基準が定められ、その後適用業種の見直しが行われ、現在は3業種（金属鉱業、電気めっき業、下水道業（一定の条件に該当するものに限る。））に対して令和3年12月10日を適用期限として暫定排水基準（5mg/L）が定められている。
- 今般、金属鉱業及び下水道業については、一般排水基準を達成できる見込みであること等から、令和3年12月11日以降は一般排水基準に移行することとしている。
- また、電気めっき業については、一般排水基準を達成していない事業場が存在するものの、改善の傾向が見られるため、令和3年12月11日以降は暫定排水基準を5mg/Lから4mg/Lに見直し、その適用期限を令和6年12月10日まで延長することとしている。
  - ・令和3年5月19日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会了解
  - ・令和3年6月～7月 パブリックコメント手続きの実施
  - ・令和3年8月頃 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会審議予定
  - ・令和3年11月頃 改正省令を交付予定
  - ・令和3年12月11日 改正省令を施行予定

表3 亜鉛含有量に係る法に基づく排水基準

業種	日平均排水量	R3. 12. 10まで	R3. 12. 11以降
電気めっき業	50 m <sup>3</sup> /日以上	5 mg/L (暫定排水基準)	4 mg/L (暫定排水基準) R6. 12. 10まで
金属鉱業			2 mg/L (一般排水基準)
下水道業			
その他の業種		2 mg/L (一般排水基準)	

## (2) 上乗せ条例に基づく排水基準

### ア 現在の上乗せ排水基準

- 亜鉛含有量について、上乗せ条例では、平成18年の法の一般排水基準の強化以前から、全ての水域において1日当たりの平均的な排水の量が30 m<sup>3</sup>以上（C水域及びD水域にあつては10 m<sup>3</sup>以上）の特定事業場に係る排水について、上乗せ排水基準（水域及び排水量に応じ1、2又は4 mg/L）を定めていた。
- 法の一般排水基準の強化により、一般排水基準が上乗せ排水基準を下回る水域が生じることとなったため、排水量が50 m<sup>3</sup>未満のものも含め一般排水基準と同じ2 mg/L（D水域における非鉄金属製造業に係るものは1 mg/L）を上乗せ排水基準に定めた。
- その際、法の暫定排水基準が適用される業種（10業種）に対して暫定上乗せ排水基準を定め、その後適用業種の見直しを行い、現在は3業種（金属鉱業、電気めっき業、下水道業（一定の条件に該当するものに限る。））に対して令和3年12月10日を適用期限として暫定排水基準（4 mg/L（B水域（日橋川に係るものに限る。）及びE水域は2 mg/L））を定めている。

### イ 暫定上乗せ排水基準の見直し案

- 今般、金属鉱業及び下水道業に係る法の暫定排水基準（5 mg/L）が、令和3年12月10日に適用が終了し、一般排水基準（2 mg/L）に移行するとともに、電気めっき業に係る法の暫定基準が、4 mg/Lに強化され、その適用期限が令和6年12月10日まで延長されることとなる。
- 現在、県内の暫定上乗せ排水基準が適用される金属鉱業に係る特定事業場からの排水については、一般排水基準に適合しており、また、暫定上乗せ排水基準が適用される下水道業に係る特定事業場はない。
- また、暫定上乗せ排水基準が適用される電気めっき業に係る特定事業場からの排水について、令和2年度の立入検査で暫定上乗せ排水基準には適合していたが、上乗せ排水基準に適合していないものが1事業場あった。
- なお、県内の公共用水域における常時監視の結果、亜鉛含有量は、平成29、30年度に河川1地点で水質環境基準（河川及び湖沼は0.03 mg/L以下。海域

は指定された類型により0.02mg/L以下又は0.01mg/L以下。)を達成しなかったものの、現在は達成しており、上乘せ条例において更なる上乘せ排水基準を定める必要はないものと考えられる。

- そのため、亜鉛含有量について、令和3年12月11日以降は、電気めっき業に限定して、現行の暫定上乘せ排水基準の適用期限を令和6年12月10日まで延長するものとする。

表4 亜鉛含有量に係る上乘せ排水基準

業種	水域	日平均排水量	上乘せ排水基準
全ての業種	A水域	30m <sup>3</sup> /日以上	2mg/L
	B水域	30m <sup>3</sup> /日以上	2mg/L
	C水域	10m <sup>3</sup> /日以上	2mg/L
	D水域	10m <sup>3</sup> /日以上	非鉄金属製造業に係るもの 1mg/L その他のもの 2mg/L
	E水域	30m <sup>3</sup> /日以上	2mg/L
	F水域	30m <sup>3</sup> /日以上	2mg/L

表5 亜鉛含有量に係る暫定上乘せ排水基準の見直し案

- ◎ 現行

業種	水域	日平均排水量	上乘せ排水基準
<u>金属鉱業、電気めっき業及び下水道業(金属鉱業又は電気めっき業の排水を受け入れている一定のもの)</u>	A水域	30m <sup>3</sup> /日以上	4mg/L
	B水域	30m <sup>3</sup> /日以上	日橋川に係るもの 2mg/L その他のもの 4mg/L
	C水域	10m <sup>3</sup> /日以上	4mg/L
	D水域	10m <sup>3</sup> /日以上	4mg/L
	E水域	30m <sup>3</sup> /日以上	2mg/L
	F水域	30m <sup>3</sup> /日以上	4mg/L

- ◎ 見直し案

業種	水域	日平均排水量	上乘せ排水基準
<u>電気めっき業</u>	A水域	30m <sup>3</sup> /日以上	4mg/L
	B水域	30m <sup>3</sup> /日以上	日橋川に係るもの 2mg/L その他のもの 4mg/L
	C水域	10m <sup>3</sup> /日以上	4mg/L

D水域	10 m <sup>3</sup> /日以上	4 mg/L
E水域	30 m <sup>3</sup> /日以上	2 mg/L
F水域	30 m <sup>3</sup> /日以上	4 mg/L

#### 4 今後の日程

- 7月 環境審議会全体会
- 9月 上乗せ条例改正案を県議会9月定例会に提案
- 10月 改正上乗せ条例公布
- 12月 1日 カドミウム及びその化合物に係る改正条例施行
- 12月 11日 亜鉛含有物に係る改正条例施行